

(麦芽に関する日本国政府と英国政府との間の書簡 (仮訳))

(日本側書簡)

2020年10月23日

英国国際貿易大臣
エリザベス・トラス閣下

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の交渉に関して、本大臣は、麦芽の一般関税割当てに関する日本国政府の次の理解を確認する光栄を有します。

- 日本国政府は、統一システムの第1107.10号及び第1107.20号に分類される麦芽について日本国の関係政令に定める関税割当てに関し、当該関税割当てを差別的でない態様で維持することを確認するとともに、関税暫定措置法第8条の5及び同法別表1の規定に基づき、無税の一般関税割当ての年間合計数量を設定するに当たっては、英国を含む外国から輸入される麦芽の割当て数量について、国内の醸造業者及び蒸留業者がビール及びウィスキーの製造のために必要とする割当てのために引き続き確保されることを確認する。上記の枠組みの下で、日本の醸造業者及び蒸留業者は、毎年、英国からの麦芽の無税輸入へのアクセスを有することとなる。

本大臣は、閣下が、貴国政府がこの理解を共有していることを確認されれば幸いです。

日本国外務大臣
茂木敏充

(英国側書簡)

2020年10月23日

日本国外務大臣
茂木敏充閣下

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の交渉に関して、本大臣は、麦芽の一般関税割当てに関する日本国政府の次の理解を確認する光栄を有します。

- 日本国政府は、統一システムの第1107.10号及び第1107.20号に分類される麦芽について日本国の関係政令に定める関税割当てに関し、当該関税割当てを差別的でない態様で維持することを確認するとともに、関税暫定措置法第8条の5及び同法別表1の規定に基づき、無税の一般関税割当ての年間合計数量を設定するに当たっては、英国を含む外国から輸入される麦芽の割当て数量について、国内の醸造業者及び蒸留業者がビール及びウイスキーの製造のために必要とする割当てのために引き続き確保されることを確認する。上記の枠組みの下で、日本の醸造業者及び蒸留業者は、毎年、英国からの麦芽の無税輸入へのアクセスを有することとなる。

本大臣は、閣下が、貴国政府がこの理解を共有していることを確認できれば幸いです。

本大臣は、更に、英国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

英国国際貿易大臣
エリザベス・トラス